

補助金調書

補助金名	併用世帯ごみ収集事業補助金				担当課 (連絡先)	環境局循環型社会推進部収集管理課 (TEL711-4346)
交 付 先	団体	一般廃棄物収集運搬許可業者			区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成しうる事業実施主体が限定されるため					
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	52	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	本補助金は、家庭ごみと事業所のごみを分離できず、全て事業所ごみとして排出している世帯(併用世帯)について、家庭ごみ収集という行政サービスを受けることができないため、費用負担の軽減を図ることを目的とする。併用世帯へごみ処理手数料を減額した一般廃棄物収集運搬業者に対して当該減額分を補填するために交付するもの。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する 理由	全併用世帯に対し、家庭ごみと事業系ごみの分別の可能性について、基本的な考え方と業態別の判断基準を示し、チラシの改定による分別の呼びかけや現地調査を行ったが、分別が困難な併用世帯は存在している状況である。 当該補助金は、毎年申請が必要なので、引き続き申請の際は「分別の可否」について確認し安易な支給とならないようにしていくが、現状において併用世帯は存在していることから、当該補助金の目的は達成されていないため本補助金の終期を延長するものである。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 併用世帯に認定された場合、家庭ごみの収集・運搬という市民サービスが受けられないため、家庭ごみ処理手数料相当分(1,000円/世帯・月、当該手数料の1月分相当額が1,000円に満たない場合は、その額)を減額するもの。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	2,023 件	2,999 件	3,394 件		
	2,028 千円	2,023 千円	2,992 千円	3,388 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要						
補助金交付 による効果	家庭ごみと事業系ごみを分けることが困難な事業所に、ごみの適正な排出指導を行う際、本補助金制度を紹介することで、一般廃棄物収集運搬業者との契約締結に誘導することができ、事業所ごみの適正排出に寄与する効果がある。 仮に本補助事業がなければ、家庭ごみと事業系ごみを分けることが困難な事業所は、費用負担が軽い家庭ごみとして、すべてのごみを排出する危険性が高くなり、ひいては事業所全体のごみ排出モラルの低下を招く恐れがある。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。